

財団法人日本国際教育支援協会Webサイト広告取扱要項

(平成17年7月27日制定)

(目的)

第1条 この要項は、財団法人日本国際教育支援協会Webサイトの管理運営等に関する規程（平成17年3月28日制定。以下「Web規程」という。）第11条の規定に基づき、財団法人日本国際教育支援協会（以下「本会」という。）がインターネット上に公開しているWebサイトへの、民間企業及び団体等の広告の募集及び掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第2条 本会Webサイトに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル×横150ピクセル
- (2) 形式 GIF, JPEG, PNG
- (3) データ容量 概ね50KB以内
- (4) 画像が変化又は移動する場合は、目への負担が大きくなるように、また、光感受性発作を誘発させないようにしなければならない。

2 広告の掲載位置及び掲載枠数は、財団法人日本国際教育支援協会Webサイト広告掲載申込書（別紙様式1）（以下「広告掲載申込書」という。）の申請内容に基づき、希望掲載ページの内容所管部署と総務課で協議し、Webサイト統括管理者（以下「統括管理者」という。）の承認を得た上で決定する。

(制限事項)

第3条 Web規程第8条各号に定める情報として、次の広告は本会Webサイトには掲載しないものとする。

- (1) 本会が実施する事業と競合する事業または商品の広告
- (2) 投機的商品の広告
- (3) 出資者及び出資金の募集広告
- (4) 公序良俗に反するもの、またはそのおそれがある広告
- (5) 興信所等の広告
- (6) 法規に触れる危険物の販売広告
- (7) 特定の政党・政治団体または選挙に関する広告
- (8) 宗教活動に関する広告
- (9) その他本会理事長が掲載を不相当と認める広告

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、本会Webサイト及び広報誌等により行うものとする。

2 掲載広告に空きが生じた場合は、広告を随時募集するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書に、業種及び広告内容に応じ、資格免許証、諸証明書等申込者の健全性を確認できる書類等を添付して本会に提出するものとする。

- 2 本会は、前項の申込みがあったときは、W e b 規程第 5 条の規定に基づき、統括管理者が情報システム委員会に広告掲載の適否について審査させるものとし、その結果を速やかに財団法人日本国際教育支援協会W e b サイト広告掲載決定通知書（別紙様式 2）又は財団法人日本国際教育支援協会W e b サイト広告非掲載決定通知書（別紙様式 3）により申込者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、広告掲載が適当と認める申込みが、本会W e b サイトの各トップページごとに定める掲載数を超える場合は、抽選により掲載広告を決定するものとする。
- 4 前項の抽選にもれた申込者及び広告掲載が適当だと認められた申込者については、当該年度内に限り広告欄に空きが生じた場合の掲載順番登録を行うことができるものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第 6 条 広告原稿は、本会が指定する方法により広告主の負担で作成し、本会が指定する期日までにフロッピーディスク、C D - R 等のデータ記録媒体により提出するものとする。

（広告の掲載期間）

第 7 条 広告掲載期間は 1 月単位とし、連続する掲載期間は各年度末まで（最大 12 月）とする。

- 2 広告を掲載する本会W e b サイト又は広告を掲載するためのシステムについて、緊急保守、更改、障害、火災、停電、天災等の事由により本会が必要と認めた場合、本会は事前に通知することなく一時的に広告掲載の全部又は一部を中断することができるものとする。なお、この場合、本会は、可及的速やかに再開するよう努めるものとし、当該中断については、速やかに広告主に報告するものとする。

- 3 広告掲載期間中、本会の都合により本会W e b サイトを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告掲載料）

第 8 条 広告掲載料は、原則として 1 枠につき月額 3 0, 0 0 0 円とする。ただし、各トップページのアクセス数等に応じて掲載料を変更できるものとし、変更する掲載料は別に定めるものとする。

- 2 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、原則として広告掲載開始日の 15 日前までに本会に広告掲載料を一括納付しなければならない。

- 3 広告掲載料を振込により本会に納付する場合に発生する振込手数料は、広告主負担とする。

（広告内容の責任）

第 9 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告内容等の変更）

第 10 条 広告の内容、デザイン及びリンク先のW e b サイトの内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要項等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第 11 条 本会は、次の場合には、広告掲載決定の取り消し又は掲載広告の削除を行うことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに本会に広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 広告主が、指定する期日までに本会に原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主が、前条の規定による広告内容の変更を行わない場合
- (4) 広告主、広告の内容またはリンク先のW e b の内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要項等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消されない場合
- (5) 第 3 条の規定に該当する等、広告主又は広告内容が不適当だと判明した場合

(広告掲載料の返還)

第12条 前条第3号, 第4号及び第5号の理由又は広告主の都合により契約期間の途中で広告掲載を中止する場合は, 納付された広告掲載料は返還しないものとする。

2 広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは, 本会は広告主に広告掲載料を返還するものとする。返還する広告掲載料は, 掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 返還に際し振込手数料が発生する場合は, 本会が負担するものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか, 広告の募集及び掲載等の取扱いについて必要な事項は, 統括管理者が別に定めるものとする。

付 則

この要項は, 平成17年7月27日から施行する。

平成 年 月 日

財団法人 日本国際教育支援協会 理事長 殿

財団法人日本国際教育支援協会Webサイト広告掲載申込書

Webサイト広告について、次のとおり掲載を申請します。

所在地	〒 ー
(フリガナ) 会社・団体名	()
(フリガナ) 代表者名	()
電話番号	()
連絡担当者	氏名 所属 電話番号 Eメールアドレス
掲載希望期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (か月間)
掲載希望ページ	
リンク先アドレス	
バナー広告の規格	
会社概要 <input type="checkbox"/> 資料あり <input type="checkbox"/> 資料なし	(資料なしの場合はこの欄に記入してください。)

* バナー広告の規格は、次のとおりとしてください。

(1) 大きさ及び容量 縦50ピクセル×横150ピクセル, 概ね50KB以内

(2) 形式 GIF, JPEG又はPNG

* 特定の免許, 許可等が必要な事業者等については, その証明書類を添付してください。

* 契約期間中, 広告主の都合等により掲載を中止した場合, 料金は返還いたしません。

